

[国民年金第3号被保険者に該当しなくなった場合] (基礎年金番号を記入する場合)

記載例([取消用]被扶養者申告書)と併せて提出)

様式コード
4 3 0 0

国民年金 第3号被保険者関係届



令和 年 月 日提出

「提出者情報」欄は何も記入しないでください。

提出者情報

事業所名称
事業主氏名
電話番号
事業主等受付年月日

組合員証番号
0 1 2 3 4 5 6 7

組合員及び被扶養配偶者(第3号被保険者)ともに基礎年金番号を記入する場合は、確認資料の添付は不要です。

忘れずに、必ずご記入ください。

組合員:

- ①氏名、②生年月日、③性別、④基礎年金番号(個人番号)、⑤住所を記入する欄です。

A. 第2号被保険者欄 (配偶者欄)

① (フリガナ) キョウサイ タロウ
氏名 共済 太郎
② 生年月日 5.昭和 0 1 0 2 4 性 男性 2.女性
④ 基礎年金番号 9 4 0 1 1 2 3 4 5 6
⑤ 住所 〒 000 - 0000 埼玉県さいたま市緑区青葉1-2-3

基礎年金番号を記入する場合は左詰10桁で記入してください。

被扶養配偶者:

- ①届出日及び氏名、②生年月日、③性別(続柄)、④基礎年金番号(個人番号)、⑦住所、⑧電話番号、⑫第3号被保険者でなくなった日、⑬理由を記入する欄です。

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者欄

① この届書記載のとおり届出します
令和 2年 4月 30日
氏名 (フリガナ) キョウサイ ハナコ 共済 花子
② 生年月日 5.昭和 0 1 0 6 1 6 性 夫 3.夫(未届) 妻 4.妻(未届)
④ 基礎年金番号 9 3 0 1 9 8 7 6 5 4
⑤ 外国籍
⑥ 外国人通称名
⑦ 住所 1.同居 2.別居 埼玉県さいたま市緑区青葉1-2-3 電話番号 080(1234)567
⑧ 理由 1.配偶者の就職 2.婚姻 3.離婚 4.収入減少 5.その他
⑨ 配偶者の加入制度 31.厚生年金保険・健康保険 32.国家公務員共済組合 36.地方公務員等共済組合 37.日本私立学校振興・共済事業団 30.厚生年金保険
⑩ 第3号被保険者でなくなった日 7.平成 0 2 0 4 2 4 理由 1.死亡(令和) 2.離婚 3.収入増加
⑪ 海外特例要件該当 1.海外特例要件該当 2.海外特例要件非該当
⑫ 留学 4.海外婚姻 5.その他
⑬ 国内転入(令和) 2.その他

「非該当」に○をしてください。

住民票上で、続柄が「妻(未届)」もしくは「夫(未届)」と記載されている場合は、必ず、未届に○をしてください。

海外特例に該当しない(日本国内に住民票がある)場合は、記入不要です。

被扶養配偶者でなくなった日

被扶養配偶者が、第3号被保険者でなくなった日を記入してください。

- 例)
- 死亡の場合 → 死亡日の翌日
 - 離婚の場合 → 離婚日の翌日
 - 収入増加の場合 → 収入増加した日
 - 失業給付支給開始の場合 → 支給開始日

健康保険証の発行元に確認を受けてください。

療養保険者記入欄

組合(保険者)番号 3 1 1 1 0 2 8 1
上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありました。提出します。
届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。
認定年月日 令和 年 月 日 (「⑩第3号被保険者になった日」と同じ場合、記載の必要はありません)

所在地 〒 330 - 9792 さいたま市中央区新都心 3-1
名称 日本郵政共済組合
代表者等氏名 共済センター長
電話 0120(97)8484

日本郵政共済組合を経由して届出を行う場合、組合員(第2号被保険者)が代理人となって提出することになりますので、委任状が必要となりますが、**✓があることにより委任状を提出したことになります。**

[国民年金第3号被保険者に該当しなくなった場合] (個人番号を記入する場合)

記載例([取消用]被扶養者申告書)と併せて提出)

様式コード 4 3 0 0		国民年金 第3号被保険者関係届		[Barcode]	
令和 年 月 日					
<p>提出者情報</p> <p>事業所名称 事業主氏名 電話番号 事業主等受付年月日</p>					
<p>組合員証番号 0 1 2 3 4 5 6 7</p>					
<p>① (フリガナ) キョウサイ タロウ 氏名 共済 太郎</p> <p>② 生年月日 5.昭和 0 1 0 7.平成 2 4 性 男性 2.女性</p> <p>④ 基礎年金番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1</p> <p>⑤ 個人番号を記入した場合は、住所欄は不要です。</p> <p>住所 〒 - 都道府県</p>					
<p>届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。</p> <p>① この届書記載のとおり届出します 令和 2年 4月 30日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) キョウサイ ハナコ 氏名 共済 花子</p> <p>② 生年月日 5.昭和 0 1 0 6.平成 1 6 性 夫 3.未届 妻 4.未届</p> <p>④ 基礎年金番号 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0</p> <p>⑤ 外国籍</p> <p>⑥ (フリガナ) 外国人通称名</p> <p>⑦ 住所 1.同居 2.別居 埼玉県さいたま市緑区青葉 1-2-3 電話番号 080(1234)567</p> <p>⑧ 理由 1.配偶者の就職 2.結婚 3.離婚 4.収入減少 5.その他</p> <p>⑨ 配偶者の加入制度 31.厚生年金保険・健康保険 32.国家公務員共済組合 36.地方公務員等共済組合 37.日本私立学校振興・共済事業団 30.厚生年金保険</p> <p>⑩ 第3号被保険者でなくなった日 7.平成 0 2 0 4 9.令和 2 4 理由 1.死亡(令和 年 月 日) 2.離婚(年 月 日) 3.収入増加</p> <p>⑪ 右の⑬~⑭の欄は、海外へ転出した場合や海外から転入した場合にいずれかを○で囲み、記入してください。 1.海外特例要件該当 2.海外特例要件非該当</p> <p>⑬ 9.令和 ⑭ 9.令和</p> <p>⑮ 1.留学 2.同行家族 3.特定活動 4.海外婚姻 5.その他()</p>					
<p>健康保険証の発行元に確認を受けてください</p> <p>組合(保険者)番号 3 1 1 1 0 2 8 1</p> <p>上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。</p> <p>届出記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日 令和 年 月 日 (「⑩第3号被保険者になった日」と同じ場合、記載の必要はありません)</p> <p>所在地 〒 330 - 9792 さいたま市中央区新都心 3-1</p> <p>名称 日本郵政共済組合</p> <p>代表者等氏名 共済センター長</p> <p>電話 0120(97)8484</p>					
<p>被扶養者でなくなった日 被扶養配偶者が、第3号被保険者でなくなった日を記入してください。</p> <p>例) ・死亡の場合 → 死亡日の翌日 ・離婚の場合 → 離婚日の翌日 ・収入増加の場合 → 収入増加した日 ・失業給付支給開始の場合 → 支給開始日</p>					

「提出者情報」欄は何も記入しないでください。

組合員(第2号被保険者)及び被扶養配偶者(第3号被保険者)の個人番号を記入する場合は、必ずそれぞれの個人番号が確認できる資料(マイナンバーカード裏面のコピー、又は通知カード(※)のコピー)を添付してください! ※通知カードは、氏名、住所等の変更がない場合に限る。

忘れずに、必ずご記入ください。

組合員:
①氏名、②生年月日、③性別、④基礎年金番号(個人番号)、⑤住所を記入する欄です。

個人番号を記入する場合は左詰12桁で記入してください。

被扶養配偶者:
①届出日及び氏名、②生年月日、③性別(続柄)、④基礎年金番号(個人番号)、⑦住所、⑧電話番号、⑫第3号被保険者でなくなった日、⑬理由を記入する欄です。

「非該当」に○をしてください。

住民票上で、続柄が「妻(未届)、もしくは夫(未届)」と記載されている場合は、必ず、未届に○をしてください。

被扶養配偶者でなくなった日
被扶養配偶者が、第3号被保険者でなくなった日を記入してください。

海外特例に該当しない(日本国内に住民票がある)場合は、記入不要です。

日本郵政共済組合を経由して届出を行う場合、組合員(第2号被保険者)が代理人となって提出することになりますので、委任状が必要となりますが、**✓があることにより委任状を提出したことになります。**